

議第 87 号 呉市税条例及び呉市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正により，固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例が追加されたことに伴い，所要の規定の整備をするものです。

2 改正の内容

(1) わがまち特例の追加

保育の受け皿整備の促進のため税制上の措置として，固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例のうち地方税法の定める特例割合の基準の範囲内において条例で定めるものとされる通称「わがまち特例」の対象に，家庭的保育事業等が追加されましたので次のとおり特例割合を定めます。

ア 家庭的保育事業等に係る特例措置におけるわがまち特例の導入

現在，地方税法で固定資産税及び都市計画税の課税標準を価格の 2 分の 1 とする特例措置が講じられている対象資産について，わがまち特例が導入されたため，次のとおり特例割合を定めます。

対象資産	地方税法に規定する特例割合の基準	特例割合
家庭的保育事業 ^{※1} ，居宅訪問型保育事業 ^{※2} 又は事業所内保育事業（利用定員 5 人以下） ^{※3} の用に供する家屋及び償却資産	価格の 2 分の 1 を参酌して 3 分の 1 以上 3 分の 2 以下	3 分の 1

※ 1 家庭的保育事業

家庭において必要な保育を受けることが困難な乳児・幼児について，家庭的保育者が自分の居宅等において保育を行う事業

※ 2 居宅訪問型保育事業

家庭において必要な保育を受けることが困難な乳児・幼児について，家庭的保育者が乳児・幼児の居宅等において保育を行う事業

※ 3 事業所内保育事業（利用定員 5 人以下）

家庭において必要な保育を受けることが困難な乳児・幼児について，事業主等が事業所や事業主が提供する施設において保育を行う事業

イ 企業主導型保育事業に係る特例措置の創設

平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく国の補助（企業主導型保育事業費補助金）を受けた事業主等が，保育施設を自ら設置するなどし，保育サービスを提供する場合，当該施設の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例が創設され，これに係る特例割合についてわがまち特例が導入されたため，次のとおり特例割合を定めます。

対象資産	地方税法に規定する特例割合の基準	特例割合
企業主導型保育事業の用に供する固定資産	価格の2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下（最初の補助から5年間）	3分の1

(2) 関係規定の整理

第1条の規定による呉市税条例の一部改正による条項の移動に伴い、次の条例について関係規定の整理を行います。

ア 呉市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例

イ 呉市地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例

ウ 呉市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例

エ 呉市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例

オ 呉市企業立地等を促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例

3 施行期日

公布の日

4 新旧対照表

(1) 呉市税条例（第1条の規定による改正部分）

現行	改正案
	（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）
	第42条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。
	2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。
	3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。
（固定資産税の税率）	（固定資産税の税率）
第42条の2 固定資産税の税率は100分の1.4とする。	第42条の3 固定資産税の税率は100分の1.4とする。
附 則	附 則
（法附則第15条第2項第1号等の条例）	（法附則第15条第2項第1号等の条例）

<p>で定める割合)</p> <p>第9条の2 (略)</p> <p>2～10 (略)</p>	<p>で定める割合)</p> <p>第9条の2 (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>1.1 法附則第15条第4.4項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p>
<p>1.1 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>1.2 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>

(2) 呉市都市計画税条例 (第2条の規定による改正部分)

現行	改正案
附 則	附 則
	(法附則第15条第4.4項の条例で定める割合)
	第1条の2 法附則第15条第4.4項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

(3) 呉市半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例 (付則第3条の規定による改正部分)

現行	改正案
(固定資産税の不均一課税)	(固定資産税の不均一課税)
<p>第2条 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地 (法第9条の5第1項に規定する認定産業振興促進計画に記載された法第9条の2第2項第4号に掲げる計画期間 (以下「計画期間」という。)の初日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。以下「特別償却設備等」という。) に対して課する固定資産税の税率は、<u>税条例第4.2条の2</u>の規定にかかわらず、当該固定資産税を課すべきこととなる最初の年度 (以下「初年度」という。)以後3か年度に限り、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>第2条 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地 (法第9条の5第1項に規定する認定産業振興促進計画に記載された法第9条の2第2項第4号に掲げる計画期間 (以下「計画期間」という。)の初日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。以下「特別償却設備等」という。) に対して課する固定資産税の税率は、<u>税条例第4.2条の3</u>の規定にかかわらず、当該固定資産税を課すべきこととなる最初の年度 (以下「初年度」という。)以後3か年度に限り、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

(4) 呉市地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（付則第3条の規定による改正部分）

現行	改正案
<p>(固定資産税の不均一課税)</p> <p>第2条 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（平成27年10月2日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。以下「特別償却設備等」という。）に対して課する固定資産税の税率は、呉市税条例第42条の2の規定にかかわらず、当該固定資産税を課すべきこととなる最初の年度（以下「初年度」という。）以後3か年度に限り、次の表の左欄に掲げる事業者について同表の中欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる税率とする。</p> <p style="text-align: center;">(表中略)</p>	<p>(固定資産税の不均一課税)</p> <p>第2条 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（平成27年10月2日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。以下「特別償却設備等」という。）に対して課する固定資産税の税率は、呉市税条例第42条の3の規定にかかわらず、当該固定資産税を課すべきこととなる最初の年度（以下「初年度」という。）以後3か年度に限り、次の表の左欄に掲げる事業者について同表の中欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる税率とする。</p> <p style="text-align: center;">(表中略)</p>

(5) 呉市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（付則第3条の規定による改正部分）

現行	改正案
<p>(固定資産税の課税免除)</p> <p>第2条 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示区域として公示された日（以下「公示日」という。）以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。以下「特別償却設備等」という。）に対して課すべき固定資産税は、税条例第42条の2の規定にかかわらず、当該固定資産税を課すべきこととなる最初の年度（以下「初年度」という。）以後3か年度に限り、これを課さな</p>	<p>(固定資産税の課税免除)</p> <p>第2条 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示区域として公示された日（以下「公示日」という。）以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。以下「特別償却設備等」という。）に対して課すべき固定資産税は、税条例第42条の3の規定にかかわらず、当該固定資産税を課すべきこととなる最初の年度（以下「初年度」という。）以後3か年度に限り、これを課さな</p>

いものとする。

いものとする。

(6) 呉市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例（付則第3条の規定による改正部分）

現行	改正案
<p>(固定資産税の課税免除)</p> <p>第2条 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（指定区域として指定された日（以下「指定日」という。）以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。以下「特別償却設備等」という。）に対して課すべき固定資産税は、呉市税条例第42条の2の規定にかかわらず、当該固定資産税を課すべきこととなる最初の年度（以下「初年度」という。）以後3か年度に限り、これを課さないものとする。</p>	<p>(固定資産税の課税免除)</p> <p>第2条 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（指定区域として指定された日（以下「指定日」という。）以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。以下「特別償却設備等」という。）に対して課すべき固定資産税は、呉市税条例第42条の3の規定にかかわらず、当該固定資産税を課すべきこととなる最初の年度（以下「初年度」という。）以後3か年度に限り、これを課さないものとする。</p>

(7) 呉市企業立地等を促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例（付則第3条の規定による改正部分）

現行	改正案
<p>(固定資産税の課税免除)</p> <p>第2条 対象施設を設置した者について、当該対象施設である家屋及び構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）並びにこれらの敷地である土地（同意日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。以下「対象施設等」という。）に対して課すべき固定資産税は、呉市税条例第42条の2の規定にかかわらず、当該固定資産税を課すべきこととなる最初の年度（以下「初年度」という。）以後3か年度に限り、これを課さないものとする。</p>	<p>(固定資産税の課税免除)</p> <p>第2条 対象施設を設置した者について、当該対象施設である家屋及び構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）並びにこれらの敷地である土地（同意日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。以下「対象施設等」という。）に対して課すべき固定資産税は、呉市税条例第42条の3の規定にかかわらず、当該固定資産税を課すべきこととなる最初の年度（以下「初年度」という。）以後3か年度に限り、これを課さないものとする。</p>

